

金融機関提出用

## 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (収・加)

銀行・労働金庫・信用金庫  
信用組合・農協・郵便局

御中

記入年月日: 20 年 月 日

団体名

株式会社富士通四国システムズ

私は、下記の収納代行会社から請求された金額を私名義の下記預金口座から、預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

収納代行会社名 明治安田システム・テクノロジー株式会社(MBS)

 月払 年払

振替日 12日 (休日の場合は翌営業日)

9 1 0 0 0 2 2 2 2 0

指定口座	金融機関番号		店舗番号		預金種目	普通・当座			
	銀行・労働金庫 信用金庫・信用組合 農協		本店 支店 出張所		口座番号				
	郵便局		種目コード	1	6	6	契約種別コード	3	0
			通帳記号			通帳番号			
1			0	の					
払込先口座番号	00140-5-120363	払込先加入者名	明治安田システム・テクノロジー株式会社		払込金の種別	集金	30		
フリガナ							金融機関お届出印		
口座名義人							印		

## — 預金口座振替規定 (郵便局は除く) —

- 貴行(金庫、組合)に請求書が送付されたときには、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引き落としのうえ、支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振り出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、特に申し出をしない限り、貴行はこの契約が終了したものと取り扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、貴行の責めによる場合を除き、貴行には迷惑をかけません。

捨印

※郵便局の場合は不要

## 金融機関使用欄

〈お願い〉この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書が送付された場合、記載内容に不備がありましたら、右記該当項目に○印をつけて明治安田システム・テクノロジー株式会社(MBS)へ至急ご返送ください。

(〒135-8385 東京都江東区東陽 2-2-20  
東陽駅前ビル10階)

印鑑照合

受付印  
受付局日附印

検印

不備返却事由

- |   |                    |
|---|--------------------|
| 1 預金取引なし  | 3 印鑑相違             |
| 2 記載事項等相違<br>ア.店名<br>イ.預金種目<br>ウ.口座番号<br>エ.口座名義 | 4 その他<br>事由<br>[ ] |

(備考)